

随意契約及び比較見積省略理由書

工事名称：一級河川 寝屋川導水路

太間排水機場 主ポンプ設備エンジン補修工事（５号機）

１．随意契約理由

太間排水機場は寝屋川流域の浸水被害を防ぐため、洪水時に河川水の強制排水を行う施設であり、水防時における確実な稼動及び機能保持に万全を期す必要がある。

本工事は、太間排水機場の No 5 主ポンプ設備のエンジンについて長寿命化計画に基づき、分解整備などの補修工事を行うものである。

当該設備には、製作会社が独自に開発した技術等が採用されているため、分解整備とその後の運転性能を保証するには、本設備の設計・製作技術に関する知見と高度な診断・業務実施能力が必要である。

また、製作会社以外の企業等が受注した場合、正常に作動しないなどのトラブルが発生した際、責任の所在が明らかにならない恐れがある。

以上の理由から本設備の製作会社であるダイハツインフィニアース株式会社が本工事を確実に実施できる唯一の者である。

よって、同社のメンテナンス部門である環境エネルギーセンターより見積もりを徴取することとし、その見積価格が予定価格以内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同者と随意契約を締結したい。

２．比較見積省略理由

本府財務規則第 6 2 条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、上記理由から同規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積書の徴取を省略する。